



商工会だより

第38号

発行所 登米みなみ商工会
発行者 会長 今野秀俊
URL <http://www.tomeminami.jp/>



年頭のご挨拶

会長 今野秀俊

令和6年の年明けに際し、謹んでご挨拶を申し上げます。
登米みなみ商工会員の皆様におかれましては、日頃商工会活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、昨年はおよそ3年の長きに渡り経済活動に暗い影を落としました、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けが、5月より五類に移行し、外出自粛要請が無くなるなど、大きな節目を迎えたことで、経済活動は徐々にではありますが、改善してまいりました。
しかしながら、緊迫が続くロシア、ウクライナ情勢に好転の兆しが見えず、これに端を発する燃料費や原材料の高騰が続き、今もなお企業経営に暗い影を落としております。

こうした状況下ではありませんが、商工会では、国から認定を受けた「経営発達支援計画」を中核とする伴走型経営支援を推進し、会員皆様が力強く持続的な発展を遂げられるよう国、県、市の行政当局や専門家とも連携しながら努めて参りましたが、この取り組みにより、販路開拓、生産性の向上、雇用の安定、資金繰りの健全化などに着実な成果が得られております。皆様から寄せられる経営相談案

件は年々複雑化し、未だ道半ばのケースもございますが、こうした方々も近い将来必ずや良い成果が得られるものと期待しております。
令和6年は、年明けから大きな災害や事故が発生したことで、本会会員の皆様にも少なからず影響があるのではと懸念いたしておりますが、今年度は昨年より一つでも多く明るい話題に触れられますように、引き続き経営上のお悩み一つ一つに真摯に向き合い、皆様が希望を持ち力強く経営を続けられるよう、役員が一丸となりご支援して参る所存でありますので、今後ともぜひ商工会をご活用ください。

末筆となりましたが、令和6年が皆様にとりまして輝かしい年となりますよう心よりご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

謹んで

新年のお慶びを

申し上げます

- 会長 今野 秀俊 (有)今野商店(米山)
- 副会長 千葉 政典 (株)千葉モータース(豊里)
- 理事 高橋 利一 高橋新聞店(南方)
- 大沼 敏寛 酒のしめとう(米山)
- 千葉 治男 (株)千葉秀商店(米山)
- 浅井 亮喜 あさい仕出し店(南方)
- 佐々木 啓 佐 啓 酒店(米山)
- 佐藤 茂 サトウ商店(米山)
- 高橋 幸郎 南トラベル(南方)
- 佐藤 忠彦 新栄観光バス(株)(豊里)
- 須藤 正廣 (株)酒井英雄商店(豊里)
- 藤欠 孝一 (有)藤丸工業(米山)
- 鈴木 修 (株)鈴木土建(南方)
- 阿部 博 (株)阿部勝組(豊里)
- 大久保 皓己 エルショップあさひ(米山)
- 小野 寛次 (有)小野建築設計(南方)
- 種田 祐二 タネタ商店(南方)
- 八木 恵美子 (有)八木自動車(豊里)
- 高橋 力 (株)高節土建(南方)
- 佐々木 初男 (株)佐々木電業(豊里)
- 関 賢治 SEKI自動車(南方)
- 只野 好子 (株)ジェイエスシー(豊里)
- 監事 千葉 正幸 千葉 建築(米山)
- 寺山 功 (有)寺山新聞店(豊里)

青年部活動報告

昨年8月、4年ぶりに「YOS A K O I & ねぶた in とよさと」が開催され、コロナ禍前を上回る多くの来場客で賑わいました。青年部ではOBや部員の家族から協力をいただき、焼きそばや焼き鳥、かき氷などを提供、忙しさに追われながらも和気あいあいとした雰囲気の中で盛況のうちに終了しました。11月には「ふるさとよねやま秋まつり」にも出店協力し、12月には「視察研修」を実施するなど、久しぶりに事業計画に沿った事業を実施することができています。今後は資質向上を目指した経営セミナーなども開催する予定です。
青年部は会員事業所の経営者・役員・後継者で、その事業に従事している45歳以下の方であれば男

女性部活動報告

新年あけましておめでとうございます。お陰様で令和5年度事業も折り返しとなりましたが、これまで米山支部では岩手県花巻市方面への移動親睦会、南方支部では名取市開上方面での交流会、豊里支部では町内での部員交流会や陸前豊里駅構内花いっぱい運動などを、部員の皆様に協力していただきながら実施しております。また、登米ブロック女性部事業である視察研修会への参加等、部員の皆様にはご協力ありがとうございました。

そして、昨年度は一月に開催した経営講演会は、今年度は10月23日(月)に開催いたしました。整理収納アドバイザーの佐伯真理先生を講師に迎え、「お店の片づけ

女問わずどなたでもご加入いただけます。ご興味のある方はぜひ商工会までご連絡ください。



講座「快適空間で売上UP」をテーマに講演会を開催いたしました。今年も改めて感染対策を徹底し、女性部員の皆様の協力をいただきながら楽しく活動して参りたいと思います。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

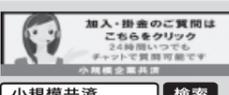
- 制度の特長
 - 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
 - 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
 - 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。
- 他にもこんな特徴があります。
- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 - 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

- 中小企業倒産防止共済制度の特長
- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に
掛金月額額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボット
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



Be a Great Small. 中小機構

小規模共済 検索

経営セーフティ共済 検索